

入院時食事療養費等について

- ・当院では、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行っています
- ・管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後5時以降)、適温で提供しています

■食事療養標準負担額

		食事療養標準負担額
一般		550円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		330円
低所得者Ⅱ	1年間の入院日数が90日目まで	270円
	1年間の入院日数が91日目以降	220円
低所得者Ⅰ		130円

■生活療養標準負担額

		生活療養標準負担額	居住費
一般		550円	430円
指定難病の患者		330円	0円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	270円	430円
	低所得者Ⅰ	160円	

■標準負担額を超える費用が発生する場合

以下の場合には、標準負担額を超える費用を患者さんにご負担いただくことがあります

- 個室・特別室の利用
- 特別なサービス(アメニティサービス等)
- 生活療養における加算対象(付添関係等)